

静岡市報

第88号

静岡市葵区追手町5番1号

発行所 静岡市役所

編集兼発行人 静岡市長

発行日 令和8年10月1日

目次

条 例

静岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例 …… 4

規 則

静岡市建築基準法施行細則の一部を改正する規則 …… 7

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 …… 8

静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例施行規則 …… 9

訓 令

静岡市建設業者等選定委員会規程の一部改正 ……19

静岡市委託業務等業者選定委員会規程の一部改正 ……20

静岡市特定委託業務等業者選定委員会規程の一部改正 ……21

＜本号で登載された条例のあらまし＞

◇ 静岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例（令和8年静岡市条例第64号）

地方自治法の一部改正及び地方自治法施行令等の一部改正に伴い、地方自治法及び地方自治法施行令の条ずれが生じるため、所要の改正をすることとした。

条 例

静岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年8月21日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第64号

静岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例

(静岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第1条 静岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年静岡市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第2条中「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改める。

(静岡市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 静岡市簡易水道事業の設置等に関する条例（令和2年静岡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(静岡市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 静岡市病院事業の設置等に関する条例（平成15年静岡市条例第172号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(静岡市農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 静岡市農業集落排水事業の設置等に関する条例（令和6年静岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第5条 静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成15年静岡市条例第297号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月24日から施行する。

規 則

静岡市規則第91号

静岡市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年9月1日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

静岡市建築基準法施行細則（平成15年静岡市規則第229号）の一部を次のように改正する。

第15条中「及び第13条ただし書」を「、第13条ただし書及び第46条」に改め、同条に次の1号を加える。

(12) 県条例第46条の規定による認定

図書の種類	明示すべき事項	縮尺
公図写し		
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模並びに申請に係る建築物と他の建築物との別	500分の1以上
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び主要部分の寸法	200分の1以上
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	200分の1以上
2面以上の断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、床から開口部の下端までの高さ、軒の高さ並びに軒及びひさしの出	200分の1以上
県条例第46条の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	

第34条第1項第1号中「及び第11号」を「、第11号及び第12号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第92号

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年9月1日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成15年静岡市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第11条中「31万5,000円」を「33万円」に改める。

第29条の2中「実施期間」を「実施機関」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第11条の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

静岡市規則第93号

静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例施行規則をここに制定する。

令和8年9月4日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（令和8年静岡市条例第59号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(事業者が講ずる措置)

第3条 条例第4条第1項の規則で定める必要な措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 防災、環境保全、景観等の観点から、太陽光発電施設の設置に当たり適正な土地の選定、開発計画の策定並びに太陽光発電施設の設計及び施工を行うこと。
- (2) 太陽光発電施設の設置の工事により発生する騒音、振動、排水、臭気、粉じん、廃棄物等が、地域住民等及び周辺地域の環境に影響を与えないよう、適正な措置を講ずること。
- (3) 太陽光発電施設から発する稼働音、電磁波、反射光等が地域住民等及び周辺地域の環境に影響を与えないよう、適正な措置を講ずること。
- (4) 太陽光発電施設の防災、環境保全、景観等の観点から講ずる対策が、計画どおり適正に実施されているかを随時確認し、災害の発生の防止並びに良好な自然環境、生活環境及び景観の保全への配慮を行うこと。
- (5) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第2条の3第1項に規定する交付期間及び同法第3条第2項に規定する調達期間が終了した後も、可能な限り太陽光発電施設を使用して太陽光発電事業を継続すること。
- (6) 太陽光発電施設を撤去した後の土地について、防災、環境保全、景観等の観点から必要な措置を講ずること。

(地域住民等への説明を要しない事業計画の軽微な変更)

第4条 条例第6条第3項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名又は住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更
- (2) 事業名称の変更
- (3) 事業区域の登記地目又は利用状況
- (4) 設置規制区域内で太陽光発電事業を行う理由の変更
- (5) 工事の着手若しくは完了、太陽光発電施設の運転の開始又は太陽光発電事業の廃止に係る予定年月日の変更
- (6) 維持管理計画の変更
- (7) 条例第6条第1項の規定による地域住民等への説明状況の変更
- (8) 条例第16条第3項の規定による維持管理計画の公表の方法の変更
- (9) 関係法令に基づく手続の状況の変更
- (10) 条例第18条第1項及び第2項の規定に基づき加入した保険の加入状況の変更
- (11) その他市長が軽微と認める変更
（設置許可の申請等）

第5条 設置許可を受けようとする者は、設置許可申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 事業区域図
- (3) 配置図
- (4) 造成計画平面図及び縦横断面図
- (5) 調整池、沈砂池、擁壁等の構造図及び設計計算書（これらを設置する場合に限る。）
- (6) 排水計画に係る平面図及び断面図
- (7) 太陽光発電施設の構造図
- (8) 次条第1号の規定により市長が告示する事項に適合することを確認できる書類
- (9) 現況の写真
- (10) 維持管理計画（様式第2号）
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、設置許可をしたとき、又は設置許可をしなかったときは、設置許可・不許可通知書（様式第3号）により設置許可申請者に通知するものとする。

（設置規制区域内における設置許可の基準等）

第6条 条例第8条第1項の規則で定める基準等は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる太陽光発電施設の設置に関する事項であつて、市長が告示するものに適合していること。

ア 太陽光発電施設の設置に係る防災上の措置に関する事項

イ 太陽光発電施設の設置に係る自然環境の保全に関する事項

ウ 太陽光発電施設と事業区域の周辺地域の景観との調和に関する事項

エ 太陽光発電施設の安全性の確保に関する事項

オ 太陽光発電施設の維持管理に関する事項

カ 太陽光発電施設の廃止後において行う措置に関する事項

キ アからカまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(2) 関係法令の手続を必要とする場合は、当該手続が行われていること。

(3) 条例第22条第1項に規定する保証金の預入がされ、同条第3項に規定する市との質権設定契約が締結されていること。

(変更許可の申請等)

第7条 変更許可を受けようとする者は、設置変更許可申請書（様式第4号）に第5条第1項各号に掲げる書類（当該変更に係るものに限る。）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、変更許可をしたとき、又は変更許可をしなかったときは、設置変更許可・不許可通知書（様式第5号）により通知するものとする。

第8条 第4条の規定は、条例第9条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更について準用する。

2 条例第9条第2項の規定による届出は、軽微変更届出書（様式第6号）を提出して行うものとする。

(設置許可に係る工事の着手等の届出)

第9条 条例第10条第1号の規定による届出は、工事着手届出書（様式第7号）又は工事完了届出書（様式第8号）を提出して行うものとする。

2 前項の工事完了届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 工事の写真

(2) その他市長が必要と認める書類

3 条例第10条第2号の規定による届出は、工事中止届出書（様式第9号）又は工事再開届出書（様式第10号）を提出して行うものとする。

(設置許可等の取消し)

第10条 市長は、設置許可又は変更許可を取り消したときは、設置許可・変更許可取消通知書

(様式第11号)により通知するものとする。

(事業計画の届出)

第11条 条例第12条の規定による届出は、事業計画届出書(様式第12号)を提出して行うものとする。

2 前項の事業計画届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 事業区域図
- (3) 配置図
- (4) 現況の写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(誓約書の提出)

第12条 条例第13条に規定する書面は、誓約書(様式第13号)によるものとする。

(事業計画の変更の届出)

第13条 条例第14条の規定による届出は、事業計画変更届出書(様式第14号)を提出して行うものとする。

2 前項の事業計画変更届出書には、第11条第2項各号に掲げる書類(当該変更に係るものに限る。)を添付しなければならない。

3 条例第14条ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 関係法令に基づく手続の状況の変更
- (2) その他市長が軽微と認める変更

(標識の記載事項等)

第14条 条例第15条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業区域
- (2) 太陽光発電施設の出力
- (3) 事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- (4) 太陽光発電施設の維持管理を行う者の氏名(法人にあつては、その名称)
- (5) 事業者又は太陽光発電施設の維持管理を行う者の連絡先
- (6) 太陽光発電事業の運転開始年月日

(維持管理)

第15条 条例第16条第1項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 太陽光発電施設については、安全上、防災上又は環境保全上の支障が生じないよう、常

時安全かつ良好な状態が維持されていること。

(2) 太陽光発電施設の周辺において土砂の流出その他の災害が発生した場合又は発生が想定される場合に、太陽光発電施設が損壊し、又は事業区域若しくは周辺地域の環境保全上の支障が生じる状況を防止するために必要な措置を速やかに講ずるとともに、必要に応じ、地域住民等及び関係地方公共団体に対し情報提供できる体制が整備されていること。

(3) 太陽光発電施設が損壊し、又は事業区域若しくは周辺地域の環境保全上の支障が生じた場合に、復旧に必要な措置を速やかに講ずるとともに、必要に応じ、地域住民等及び関係地方公共団体に対し情報提供できる体制が整備されていること。

2 条例第16条第2項の規定による維持管理計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 維持管理の基本事項

(2) 維持管理の実施体制

(3) 維持管理の内容

(4) 太陽光発電施設の周辺において土砂の流出その他の災害が発生するおそれがある場合に、それを防止するために講ずる措置の内容及びその実施体制

(5) 太陽光発電施設が損壊し、又は事業区域若しくは周辺地域の環境保全上の支障が生じた場合に講ずる措置の内容及びその実施体制

(6) 維持管理に要する費用

(7) 廃止後において行う措置の内容

(8) その他市長が必要と認める事項

3 条例第16条第3項の規定による維持管理計画の公表は、インターネットの利用その他の広く市民及び事業者にも周知できる方法により行うものとする。

4 事業者は、太陽光発電施設の運転を開始する日までに、維持管理計画を公表しなければならない。

5 条例第16条第4項の規定による報告は、事故又は土砂の流出若しくは斜面の崩壊その他の災害が発生した日から起算して30日以内に、事故等報告書（様式第15号）を提出して行うものとする。

6 前項の事故等報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 太陽光発電施設の位置図及び配置図

(2) 事故等の状況の写真

(3) その他市長が必要と認める書類

(維持管理に関する定期報告)

第16条 条例第17条の報告に係る年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 前項の報告は、維持管理に関する定期報告書(様式第16号)を毎年6月30日までに市長に提出して行うものとする。

(地位の承継の届出)

第17条 条例第19条第2項及び第4項の規定による届出は、地位承継届出書(様式第17号)を提出して行うものとする。

(廃止の届出)

第18条 条例第20条第1項の規定による届出は、太陽光発電事業廃止届出書(様式第18号)を提出して行うものとする。

- 2 前項の太陽光発電事業廃止届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 現況の写真
- (2) 太陽光発電事業を廃止した後において行う措置を示した平面図
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 3 条例第20条第3項の規定による届出は、太陽光発電施設撤去等完了届出書(様式第19号)を提出して行うものとする。

- 4 前項の太陽光発電施設撤去等完了届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 撤去後の状況が分かる現況の写真
- (2) 太陽光発電事業を廃止した後において行った措置を示した平面図
- (3) その他市長が必要と認める書類

(身分証明書)

第19条 条例第27条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第20号)による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年11月1日から施行する。ただし、附則第12項の規定は、公布の日から施行する。

(既存施設の届出)

- 2 条例附則第3項の規定による届出は、既存事業概要届出書(様式第21号)を提出して行うものとする。

- 3 条例附則第4項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 出力

- (2) 事業区域
 - (3) 事業区域の面積
 - (4) その他市長が必要と認める事項
- 4 第13条の規定は、条例附則第4項の届出について準用する。
(既存施設の変更許可)
- 5 条例附則第5項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 出力
 - (2) 事業区域
 - (3) 事業区域の面積
 - (4) その他市長が必要と認める事項
- 6 第7条から第10条までの規定は、条例附則第5項の許可について準用する。
(既存施設の標識の記載事項等)
- 7 条例附則第7項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 事業区域
 - (2) 太陽光発電施設の出力
 - (3) 既存事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
 - (4) 太陽光発電施設の維持管理を行う者の氏名（法人にあっては、その名称）
 - (5) 既存事業者又は太陽光発電施設の維持管理を行う者の連絡先
 - (6) 太陽光発電事業の運転開始年月日
- (既存施設の維持管理)
- 8 第15条第2項及び第3項の規定は、既存事業者が条例附則第8項又は第10項の規定により維持管理計画を作成し、公表する場合について準用する。
- 9 条例附則第11項ただし書の規則で定める軽微な変更は、維持管理の結果の記録方法の変更その他既存施設の維持管理に直接影響しないと市長が認めるものとする。
(既存施設の維持管理に関する定期報告)
- 10 第16条の規定は、既存事業者が条例附則第12項の規定により市長に報告する場合について準用する。
(既存事業者の地位の承継に係る届出)
- 11 条例附則第14項の規定による届出は、既存事業者地位承継届出書（様式第22号）を提出して行うものとする。
(準備行為)

- 12 条例附則第15項の規定により施行日前において設置許可の申請その他の準備行為をする場合における当該申請その他の準備行為は、この規則の相当規定の例により行うことができる。

【様式は掲載省略】

訓 令

静岡市訓令第20号

静岡市上下水道局管理規程第16号

各局及び各区役所

上下水道局

静岡市建設業者等選定委員会規程（平成15年静岡市訓令第28号、平成15年静岡市企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

令和8年8月28日

静岡市長

難波喬司

静岡市公営企業管理者

遠藤正方

第2条第2項中「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づいて実施する事業に係るもの及び」を「静岡市特定委託業務等業者選定委員会規程（平成18年静岡市訓令第20号、平成18年静岡市企業局管理規程第19号、平成18年静岡市教育委員会訓令第14号）第1条に規定する事業及び契約に係るもの並びに」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

静岡市訓令第21号

静岡市上下水道局管理規程第17号

静岡市教育委員会訓令第7号

各局及び各区役所

上下水道局

教育委員会事務局及び教育機関

静岡市委託業務等業者選定委員会規程（平成15年静岡市訓令第29号、平成15年静岡市企業局管理規程第4号、平成15年静岡市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令和8年8月28日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市公営企業管理者

遠 藤 正 方

静岡市教育委員会

教育長 中 村 百 見

第2条第2号中「物品等（政令第2条第2号に定める物品等をいう。）、仮設建物及び運転手付きのバスの借入れ」を「電力供給業務及び都市ガス供給業務並びに物件（政令第2条第3号に定める物品等をいう。）の借入れ」に改める。

第3条第2項中「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づいて実施する事業に係るもの及び」を「静岡市特定委託業務等業者選定委員会規程（平成18年静岡市訓令第20号、平成18年静岡市企業局管理規程第19号、平成18年静岡市教育委員会訓令第14号）第1条に規定する事業及び契約に係るもの並びに」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

静岡市訓令第22号

静岡市上下水道局管理規程第18号

静岡市教育委員会訓令第8号

各局及び各区役所

上下水道局

教育委員会事務局

静岡市特定委託業務等業者選定委員会規程（平成18年静岡市訓令第20号、平成18年静岡市企業局管理規程第19号、平成18年静岡市教育委員会訓令第14号）の一部を次のように改正する。

令和8年8月28日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市公営企業管理者

遠 藤 正 方

静岡市教育委員会

教育長 中 村 百 見

第1条中「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づいて実施する事業及びこれに関連して発注する委託業務の契約」を「次に掲げる事業及び当該事業に関連して発注する委託業務の契約」に改め、同条に次の2号を加える。

- （1）民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき実施する事業
- （2）前号に掲げるもののほか、市と民間事業者が連携して行う公共施設等の整備等であって、建設、製造又は改修を行うとともに維持管理又は運営を行う事業

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。